



平成23年度税制改正の顛末

税務・会計 広瀬 裕(税理士)

平成23年度税制改正法案は、東日本大震災やねじれ国会の影響で審議がされない状況が続いていましたが、6月22日にその一部が切り離されて新しい法律として成立し、一方でその他の部分については、結果的に先送りとなっています。以下、「成立した改正事項」と「先送りされた事項」について整理していますので、ご確認ください。

≪平成23年度税制改正≫

【法人税関係】

① 法人税率の引下げ等

30%→25.5%

先送り

18%→15% (中小企業の軽減税率)

先送り

中小企業の軽減税率

成立

(所得金額800万円以下の部分：18%)

平成24年3月31までに終了する事業年度まで延長されます。

② 減価償却における定率法償却率の改正

先送り

③ 青色欠損金の繰越期間の延長

先送り

現行通り繰越期間は7年間となります。

④ 雇用促進税制

成立

【個人所得税関係】

① 上場株式等の配当・譲渡に係る軽減税率

(本則20%、軽減税率10%)

成立

平成25年12月31日までの期間について、10%の軽減税率が延長されます。

② 認定NPO法人等への寄附に係る税額控除

成立

平成23年分以後の所得税より適用

③ 給与所得控除の見直し

役員給与等に係る給与所得控除

先送り

収入金額1,500万円超の場合の上限設定

先送り

【相続税・贈与税関係】

① 住宅取得等資金贈与の非課税範囲の拡大

成立

土地等の先行取得資金についても適用拡大

② 相続税の基礎控除の引下げ・税率の見直し

先送り

基礎控除は「5千万円+1千万円×法定相続人数」の現行の計算方法を維持

③ 相続時精算課税制度の対象者の見直し

先送り

贈与者年齢の引下げ、受贈者への孫の追加のいずれも先送りされました。

【その他】

① 消費税関係

成立

② 印紙税率の特例(不動産譲渡契約書)

成立

平成25年3月31日まで延長

③ 更正の請求期限の延長

先送り

現行通り申告期限より1年間となります。